

一部の診療科における会計方法の一時的な変更のお知らせ

皆さまの感染予防を目的に、一部の診療科において会計方法を一時的に変更いたします。

会計窓口、自動精算機付近において長い列が形成されることになり、感染管理上、不適切な対応を防止するため、以下の診療科におきましては、各診療科の受付にて会計をさせていただきます。対象の診療科については、一覧表でご確認ください。

終了しました

期間：4月16日（木）から開始し、実施期間は緊急事態宣言中とします。

◆会計方法を一時的に変更する診療科

7号館フロア	診療科
3F	産科・生殖医学科、婦人科・腫瘍科
	眼科
2F	糖尿病代謝・内分泌内科
	呼吸器内科・呼吸器腫瘍内科
	消化器内科
	血液内科
	循環器内科
1F	脳神経内科
	リウマチ膠原病内科
	腎臓内科
	総合診療科

※放射線科（6号館地下）も上記体制となります。

◆診療後の流れ（変更される会計方法）

